



Web版「ご契約のしおり・約款」のご案内

三井住友海上プライマリー生命では、環境負荷低減のため、インターネット上で閲覧・ダウンロードいただけるWeb版の「ご契約のしおり・約款」*をご提供しています。

*「ご契約のしおり」は、ご契約内容にかかわる重要事項や諸手続きなどについてわかりやすく記載したもので、「約款」はご契約内容を定めたものになります。

いつでも
ホームページから
閲覧できます

検索機能で
ご覧になりたい箇所を
簡単に検索できます

文字を拡大して
閲覧ができます

ご契約のしおり・約款

QRコードから 閲覧する方法

右記のQRコードよりご覧ください。
※QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。



三井住友海上 プライマリー生命の ホームページから 閲覧する方法

下記の手順でご覧ください。

- 1 三井住友海上プライマリー生命ホームページ
(<https://www.ms-primary.com>)にアクセスし、「**商品情報**」をクリック
- 2 「**Web版 ご契約のしおり・約款／特別勘定のしおり**」をクリック
- 3 下記の検索コードを入力して「**検索**」をクリック

検索コード **0300016328**

※QRコードおよび検索コードは、ご契約後にお送りする保険証券
にも記載しています。

※冊子をご希望のお客さまには、申込書にチェックいただくことで、
後日、三井住友海上プライマリー生命よりお送りいたします。



自然保護活動に役立てていきます。

三井住友海上プライマリー生命では、Webでの閲覧のご協力により削減される印刷費用の一部を、自然保護活動への支援金として寄付しています。

契約内容のご確認について

ご契約者の皆さまに、ご契約の成立後、三井住友海上プライマリー生命よりお申込みいただいたご契約内容等の確認のため、ご連絡させていただく場合がございます。

ご検討、お申込みに際しては、 「ご契約のしおり・約款」等を必ずご確認ください。

「ご契約のしおり・約款」はご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しているものです。必ずご確認ください。

生命保険募集人について

この保険のお申込みに際しては、必ず外貨建保険販売資格を持った生命保険募集人にご相談ください。生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上プライマリー生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して三井住友海上プライマリー生命が承諾したときに成立します。お客さまが三井住友海上プライマリー生命の生命保険募集人の登録状況・権限等に関して確認をご希望の場合には、三井住友海上プライマリー生命の下記照会先までご連絡ください。

その他ご注意いただきたい事項

- この保険は、銀行が募集代理店としてお取り扱いする一時払終身保険です。各引受保険会社により一時払終身保険の商品名および商品内容は異なります。
- この保険は三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品であり、**預金とは異なり、元本保証はありません。**したがって、預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象とはなりません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。
- 保険契約は、お客さまと引受保険会社との契約となり、一時払終身保険の引受や、保険金等の支払は引受保険会社が行います。
- この保険は募集代理店である銀行による元本および利回りの保証はありません。
- この保険に加入する、加入しないといったことが、募集代理店である銀行におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことはありません。
- 法令上の規制により、お客さまの勤務先によって募集代理店である銀行では一時払終身保険をお申込みいただけない場合があります。

この保険の正式名称は、新通貨選択利率更改型終身保険です。

募集代理店

株式会社埼玉りそな銀行

引受保険会社

三井住友海上プライマリー生命保険株式会社

〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル

資料請求・お問合わせ フリーダイヤル **0120-125-104**

<https://www.ms-primary.com>

未来に、いっそうの輝きを。
それが、私たちの願いです。



©2022 San-X Co., Ltd. All Rights Reserved.

UD
FONT
by MORISAWA

A22040237 2022.04 NRFG MSPL-2204-A-0037-00

ジェイアンドエス保険サービス株式会社

L5

三井住友海上プライマリー生命

MS&AD INSURANCE GROUP

2022年4月版

しあわせ、ずっと

新通貨選択利率更改型終身保険



契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報) 兼 商品パンフレット

この書面は、「契約締結前交付書面」と「商品パンフレット」で構成されています。

「契約締結前交付書面」は、ご契約のお申込みに際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に必ず十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

商品パンフレット P1

契約概要／注意喚起情報 P11



ご注意

この商品は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする**生命保険**です。

預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。解約時の市場金利、為替相場の変動等により、損失が生じるおそれがあります。

安心して確実に、『しあわせをずっと』その手に

『しあわせ、ずっと』は、「外貨建て運用」の終身保険に「円建て資産自動確保^{*1}」機能を組み合わせた商品です。

預金とは異なり
元本保証は
ありません。

^{*1} 円建て資産自動確保とは、外貨建てで運用している資産を円建てで自動確保することをいいます。

めざす値は？
105%～200%

目標値は自由に設定できます。
目標値を設定しないこともできます。

105%
～
200%
目標値

外貨建終身保険のイメージ図

目標値を設定する場合、
毎日ずっと見守る
円建て資産自動確保^{*1}

毎営業日に目標達成を判定して、目標額以上
となったら即時に自動確保します。
※目標達成しない場合もあります。

目標値に到達した場合、
生涯ずっと安心
円での保障

円建てでの生涯の死亡保障を確保できます。
契約日から1年後であれば年金でのお受取りもできます。
※目標達成しなかった場合は、
契約通貨での保障となります。

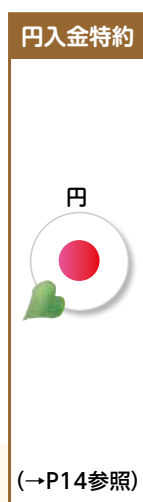
目標達成
運用成果
自動確保

円
円建終身へ
自動移行

詳しくは
P3-P4で
ご確認ください。

めざす値を…

達成したら…



！ ご注意ください

■『しあわせ、ずっと』には、お客さまにご負担いただく費用があります。また、解約時の市場金利、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。

詳しくは P19～P21

^{*2} 契約通貨と異なる外貨で一時払保険料を払い込むことができる「外貨入金特約」についてはP14をご確認ください。

なお、ユーロについては当該特約の取扱いはありません。

※上図はイメージ図であり、将来の死亡保険金額、解約払戻金額等を保証するものではありません。

※上図は保険期間を通じて同じ積立利率で運用したと仮定したものです。実際の積立利率は、各更改日に改めます。

目標値の設定と円建終身への移行について

解約時には一時払保険料を下回る可能性があります。

目標値の設定について

●円換算した一時払保険料(基本保険金額)を100%とした場合の目標値(%)を下記より設定していただきます。
(目標値を設定しないこともできます。*1)

目標値(%)

105% ~ 200%

(1%刻みで自由に設定できます)

設定なし

*1 目標値を設定しない場合、契約通貨での運用が続きます。
※円建終身への移行前であれば、ご契約者が目標値を変更・設定・解除することができます。

円建終身への移行について(目標値を設定した場合)

- ①目標達成すると円建終身に自動移行します。
- ②目標達成前でも自由に円建終身に移行することができます。

●契約日以後に、解約払戻金*2の円換算額が、ご契約者が設定した目標額以上となった場合(目標達成した場合)、自動的に円建終身へ移行します。円建終身への移行後は円建終身適用利率で運用します。この円建終身適用利率は移行日から1年間適用し、その後は毎年の更改日*3に利率を再設定します。

*2 解約払戻金額は、市場金利に連動した市場調整価格より、契約日からの経過年数に応じた解約控除額を差し引いた金額となります。円建終身への移行後は、解約日における保障基準価格が解約払戻金となります。(→P16参照)

*3 円建終身への移行後の更改日は、移行日から1年ごとの移行日の年単位の応当日となります。

●契約日以後であればいつでも、ご契約者のお申し出により解約払戻金*2の円換算額を原資に円建終身へ移行することができます。

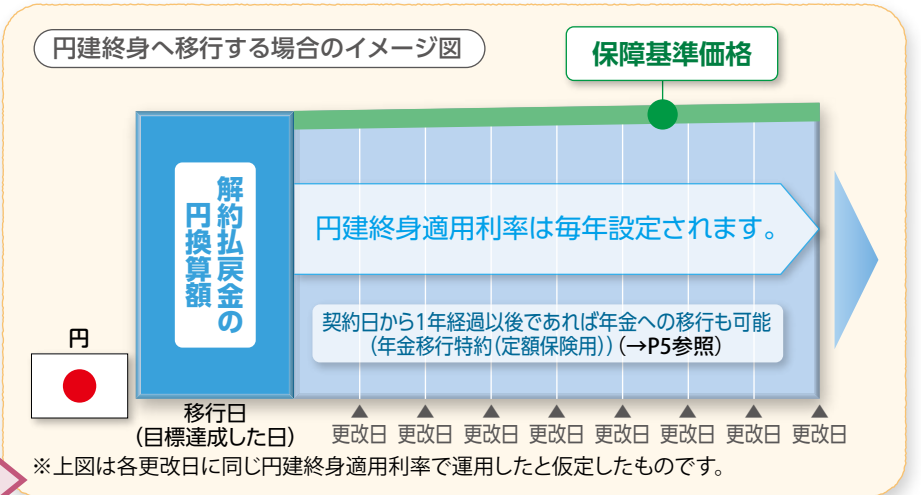
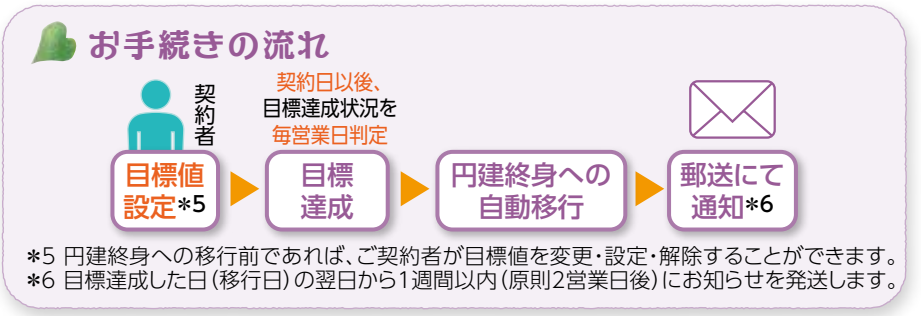
$$\text{目標額}^{\ast 4} = \frac{\text{外貨建一時払保険料(基本保険金額)}}{\text{契約日の円入レート(TTS)}} \times \text{金特約} \times \text{目標値(\%)}$$

*4 円入金特約を付加した場合の目標額は、円で受領した一時払保険料にまた、外貨入金特約を付加した場合の目標額は、払込通貨で受領した特約レートと目標値を乗じた金額となります。

■円建終身への移行後に、再度、外貨建終身保険に移行することはできません。解約控除がかかります。

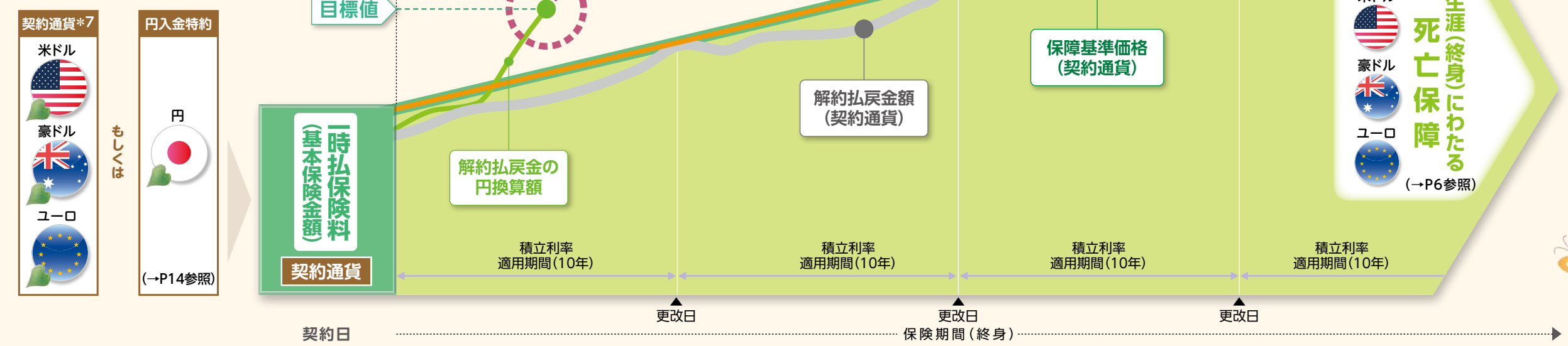
■契約日から10年未満に円建終身へ移行する場合には、目標達成は解約払戻金の円換算額で判定します。

■ご契約者のお申し出により円建終身へ移行する場合は、為替相場および市場金利の準価格の原資となる解約払戻金の円に換算した額より下回る可能性があります。損失が生じるおそれがあります。また為替為替レートの差により、一時払保険料を下回る場合があります。



外貨建終身保険のイメージ図(目標達成した場合)

※目標達成しない場合もあります。



*7 契約通貨と異なる外貨で一時払保険料を払い込むことができる「外貨入金特約」についてはP14をご確認ください。
なお、ユーロについては当該特約の取扱いはございません。
※上図はイメージ図であり、将来の死亡保険金額、解約払戻金額等を保証するものではありません。

※上図は保険期間を通じて同じ積立利率で運用したと仮定したものです。実際の積立利率は、各更改日に改めます。
※目標達成しない場合の死亡保険金額は、被保険者が死亡された日の保障基準価格と解約払戻金額のいずれか大きい金額となります。契約通貨での死亡保障となるため円貨に換算した場合、一時払保険料を下回る可能性があります。詳しくはP21にてご確認ください。



年金移行特約(定額保険用)と死亡保障について

外貨で運用
するため
為替リスクが
あります。

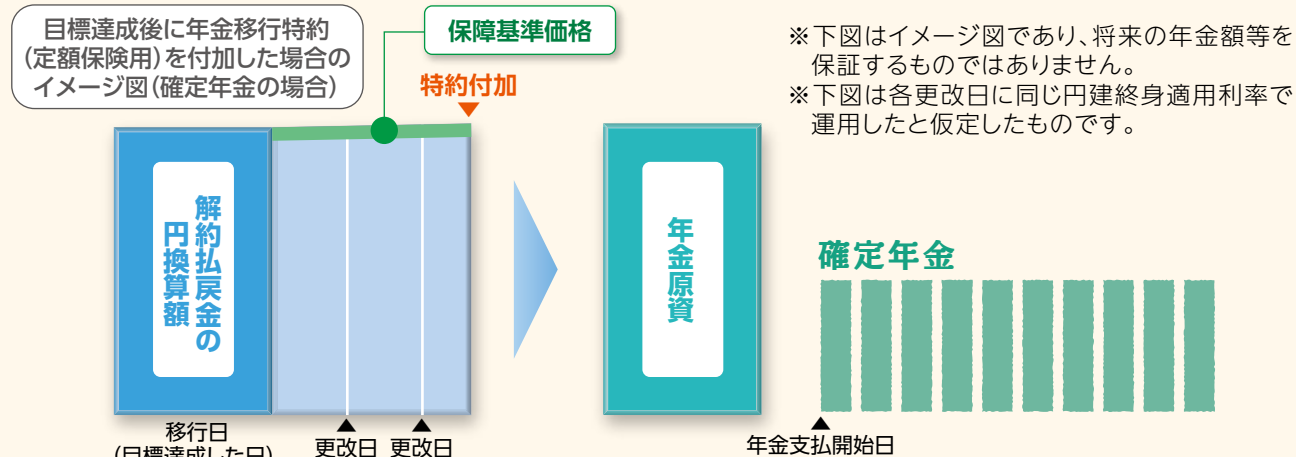


年金移行特約(定額保険用)について

- この特約は契約日から1年経過以後、ご契約の全部を将来の死亡保障にかえて、年金に移行することができる特約です。
- 年金種類は確定年金または年金総額保証付終身年金となり、第1回の年金支払日(年金支払開始日)はこの特約を付加した日となります。



- 円建終身への移行前かつ契約日から10年未満は所定の解約控除がかかります。
- 円建終身への移行前に年金へ移行する場合には、市場金利の変動の影響ならびに解約控除により、年金原資となる解約払戻金額が、一時払保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。



確定年金
年金支払期間
(5年・10年・15年・
20年・25年・30年)

年金支払開始年齢：1歳～90歳

設定された期間中、毎年定額の年金をお受けいただくことができます。年金支払期間中に被保険者が死亡された場合、未払年金現価を死亡一時金としてお受けいただくことができます。なお、死亡一時金のお受けにかえて、年金支払期間満了まで引続き年金としてお受けいただくこともできます。

**年金総額保証付
終身年金**

年金支払開始年齢：50歳～90歳

被保険者が生存している間は、毎年定額の年金を一生お受けいただくことができます。被保険者が死亡された場合、受取累計額が年金原資の額に到達するまでは、年金を引続きお受けいただくことができます。

【お取扱いについての留意事項】

- 確定年金の最終年金支払日における被保険者の年齢は105歳以下であることが必要です。
- 年金額が3,000万円を超えるときは、3,000万円を年金額とし、超過部分を第1回年金支払時に一時金として年金受取人にお受けいただきます。また、年金額が10万円未満の場合は、この特約を付加することはできません。
- この特約でお受けいただく年金は、年1回でのお受けとなります。



- 将来受取る年金額は、年金原資および年金支払開始日(この特約の付加日)における基礎率等(予定利率、予定死亡率等)に基づいて計算され算出されますので、ご加入時には定まっていません。
- 年金支払期間中は、年金管理費が控除されます。
- 年金総額保証付終身年金は、受取保証部分の支払中に年金の一括受取をされる場合には、年金総額が年金原資を下回ることがあります。

指定代理請求特約について

- この特約は、被保険者が年金受取人である契約において、その年金受取人に年金等を請求できない特別な事情がある場合、契約者(年金支払開始日以後は、年金受取人)によってあらかじめ指定された指定代理請求人が、年金受取人にかわって年金等を請求することができる特約です。年金移行特約(定額保険用)により、年金に移行した場合に付加することができます。(詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。)

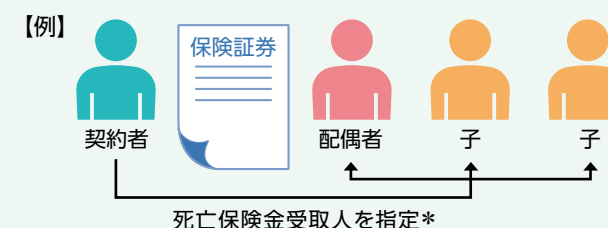
死亡保障について

- 保険期間中に被保険者が死亡された場合、死亡保険金を死亡保険金受取人にお受けいただきます。
- 死亡保険金額は、被保険者が死亡された日の保障基準価格と解約払戻金額のいずれか大きい額となります。
- 円建終身への移行後の死亡保険金額は、被保険者が死亡された日における保障基準価格となります。

家族へ安心をのこすポイント

死亡保険金受取人を指定できます。

ご契約の際にあらかじめ死亡保険金受取人を指定いただくことにより「のこしたい人」へのスムーズな財産承継を生前から準備いただけます。



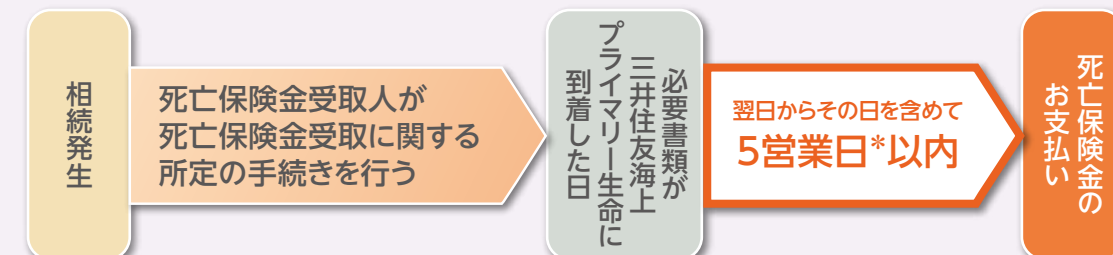
- 死亡保険金受取人は被保険者の3親等以内の親族または6親等以内の血族までご指定いただけます。
- 死亡保険金は「受取人固有の財産」となり、のこしたい人にのこせます。

*死亡保険金請求権は、受取人固有の財産とされています。(ただし、最高裁の判例において、諸般の事情を考慮して相続人間に著しい不公平が生じる場合には、特別受益に準じて持ち戻しの対象になるとされています。)

すみやかに死亡保険金をお受けいただけます。

死亡保険金は、指定された死亡保険金受取人が三井住友海上プライマリー生命に請求することにより、現金で迅速に支払われますので、すぐに使える資金として活用いただけます。原則、生命保険の死亡保険金は遺産分割協議の対象外です。

*保険金支払の事実確認を行うことで、お支払いまでに日数がかかる場合があります。詳細につきましては、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。



* 不備のない必要書類が三井住友海上プライマリー生命に提出された場合の日数です。

死亡保険金には非課税枠があります。

相続税法第12条により、生命保険の死亡保険金には、次のような非課税枠*1があります。

非課税枠 = 500万円 × 法定相続人の数*2

*1 法定相続人(相続を放棄した方や相続権を失った方は含まれません。)以外の人が受取った死亡保険金には非課税枠の適用はありません。

*2 法定相続人の数には、相続を放棄した人を含み、養子がいる場合には算入する養子の数に制限があります。



- 税制上のお取扱いは2021年11月1日現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務取扱いについては、所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。

各種お取扱いについて

この保険は
クーリング・オフ
制度の対象です。



ご契約のお取扱いについて

一時払保険料				
契約通貨		米ドル	豪ドル	ユーロ
最低		1万米ドル（1米ドル単位）	1万豪ドル（1豪ドル単位）	1万ユーロ（1ユーロ単位）
最高		契約日時点の円換算額 10億円 ※契約日時点の円換算額は、契約日における円入金特約レートにもとづき算出します。		
円入金特約を 付加した場合	最低	100万円（100円単位）		
	最高	10億円		
外貨入金特約を付加した場合		払込通貨により上記最低額、最高額を適用します。		お取扱いいたしません。
契約年齢 （契約日における被保険者の満年齢）		0歳～90歳		
契約日		一時払保険料が三井住友海上プライマリー生命所定の口座に着金した日		
契約者		被保険者の3親等以内の血族または配偶者		
死亡保険金受取人		被保険者の3親等以内の親族または6親等以内の血族		
保険期間		終身		
保険料の払込方法		一時払のみ		
クーリング・オフの取扱い		クーリング・オフ制度（お申込みの撤回・契約の解除）の対象です。 クーリング・オフ制度についての詳細は、P22～P23をご覧ください。		
円建終身移行特則	移行方法	次のいずれかの方法で移行することができます。 ①解約払戻金の円換算額が設定された目標額以上となった場合（自動移行） ②契約日以後、契約者のお申し出による場合		
	目標値の設定	105% ～ 200%の間で1%刻みで自由に設定できます。目標値を設定しないこともできます。		
	目標達成の判定	契約日以後、毎営業日目標達成の判定を行います。		
付加できる 主な特約	円入金特約	一時払保険料を円で入金することができます。		
	外貨入金特約	一時払保険料を契約通貨と異なる外貨（米ドル／豪ドル）で入金することができます。		
	円支払特約	死亡保険金、解約払戻金などを円で受取ることができます。		
	年金移行特約 （定額保険用）	契約日から1年経過以後、将来の死亡保障にかえて年金に移行することができます。		
	遺族年金支払特約	死亡保険金の全部または一部を、一括でのお受取りにかえて年金形式で受取ることができます。		
指定代理請求特約		あらかじめ指定された指定代理請求人が、年金受取人にかわって年金等を請求することができます。		
増額・一部解約		お取扱いいたしません。		

※ 同一被保険者で、三井住友海上プライマリー生命の定額個人年金保険または定額終身保険のご契約がある場合、基本保険金額は、契約日時点の円換算額を合算し、この合算額の上限は10億円となります。なお、既契約の換算レートはその契約日時点のレートを適用します。

積立利率・為替レートのご案内

ご契約に際しては、最新の下記情報を三井住友海上プライマリー生命のホームページ等でご確認ください。

積立利率

保障基準価格を計算する際に適用される利率です。

指標金利

積立利率の設定に際して参考にするほか、解約等の際の市場調整額の計算に用いられる金利です。

為替レート

円入金特約を付加して保険料を円で入金する場合と外貨入金特約を付加して保険料を契約通貨と異なる外貨（米ドル⇄豪ドル）で入金する場合に適用される、三井住友海上プライマリー生命が定めるレート*1です。

*1 通貨ごとに、米ドル(USD):午前10時30分以降、豪ドル(AUD):午前11時00分以降、ユーロ(EUR):午前11時00分以降よりご案内しております。
外貨入金特約は米ドル(USD)・豪ドル(AUD)とも午前11時00分以降となります。

三井住友海上プライマリー生命

積立利率・為替レートフリーダイヤル*2
0120-722-267

*2 自動音声にてご案内しています。



最新の積立利率・為替レートはこちら▶



※上記の情報については、万全を期しておりますが、システム障害等の影響で万一誤差脱漏が生じた場合、その内容について一切の責任を負いかねます。詳しくは、三井住友海上プライマリー生命までお問合わせください。

諸費用について

この保険に係る費用についての詳細は、**P19～P20**をご覧ください。

解約について

この保険を解約した場合には、解約控除がかかります。**（一部解約を行うことはできません。）**

解約についての詳細は、**P16～P17**をご覧ください。

税金について

この保険に関する税金のお取扱いについての詳細は、**P27～P28**をご覧ください。

アフターサービスについて

ご契約後にお届けする書類

ご契約後、三井住友海上プライマリー生命より、以下の書類をお届けします。

ご契約後	保険証券／生命保険料控除証明書／ご家族登録サービスのご案内 等 契約者あてに転送不要・簡易書留で郵送します。
保険期間中	ご契約状況のお知らせ 毎年1回、契約者あてにご案内*します。 * 郵送でご案内する以外に、インターネットでの照会も可能です。
更改日以降	積立利率の更改についてのご案内 更改日以降に新しい積立利率をお知らせします。
円建終身に 移行した場合	お手続き完了のお知らせ／保険証券 目標達成またはお申し出により、円建終身に移行した後は、保障内容が変更となるため、 上記書類をお届けします。

※記載の内容は、2022年4月現在のものであり、将来変更が生じる場合があります。

お客さまサポート

ご契約後、以下のサービスをご利用いただけます。

ホームページ ご契約者さま専用インターネットサービス

- ご契約内容の照会
- 住所変更
- 生命保険料控除証明書の再発行 等

本サービスは、ご契約後に下記ホームページで、
利用登録が必要です。

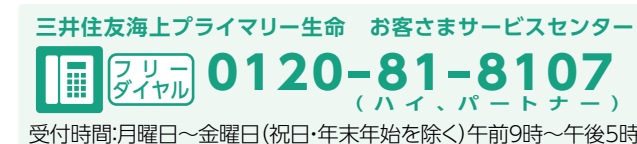


【ご利用までの流れ】

- 1 利用登録
三井住友海上プライマリー生命のホームページより必要な項目を入力してください。
- 2 仮パスワードの発行
初回ログイン用の「仮パスワード」を、
利用登録時に入力されたメールアドレスに
お送りします。
- 3 インターネット
サービスに
ログイン
「仮パスワード」を入力してログイン後、
任意のパスワードに変更して、
インターネットサービスをご利用ください。

お電話 ご契約者さま専用ダイヤル

- ご契約内容の照会
- 各種お手続きのご案内：各請求書類のお取り寄せ
- 円建終身への移行および目標値の変更等



※証券番号または保険証券に記載のお客さま番号をお手元にご用意
のうえ、契約者ご本人様よりお問合わせください。

※お電話の受付時間によっては、当日でのお手続きとならない場合が
あります。

ご家族登録サービス



契約者等によるご契約内容等の照会が困難になった場合にそなえ、ご家族の方をご登録いただく
ことで、そのご家族様からもご契約内容の照会が可能となるサービスです。ご登録は無料です。
ご家族は、戸籍上の配偶者・3親等以内の親族の中から契約者1名につき1名のみご登録いただけます。
(国内居住の方、成人に限ります。)

Web版「ご契約状況のお知らせ」のご案内

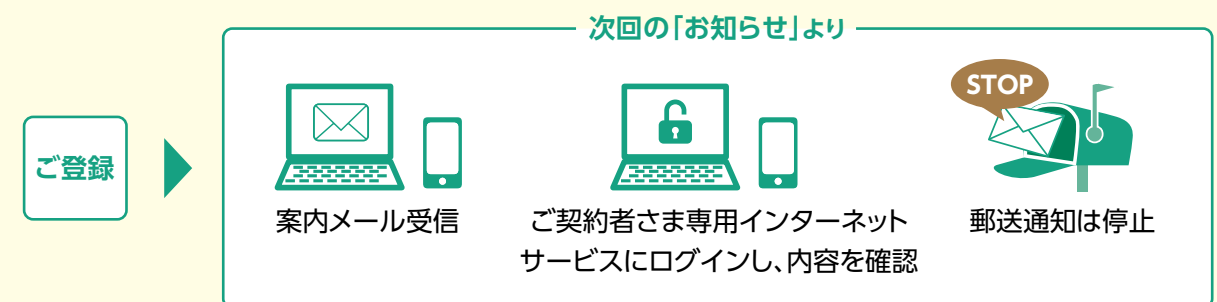
三井住友海上プライマリー生命では、環境負荷低減のため、インターネット上で閲覧・ダウンロード
いただけるWeb版の「ご契約状況のお知らせ」*をご提供しています。

* 「ご契約状況のお知らせ」は、ご契約内容や各種情報を確認いただくために、
定額商品は年に1回、変額商品は年に4回お送りしている書類です。

●ご契約状況のお知らせWebのご登録方法

- ご契約者さま専用インターネットサービスよりご登録いただけます。
- ご契約状況のお知らせWebにご登録されない場合は、「ご契約状況のお知らせ」を書面で
郵送します。

ご契約状況のお知らせWeb



※ご登録後、郵送通知に戻す場合はご契約者さま専用インターネットサービスからお手続きください。

ぜひ、ご登録
お願いいたします。



とっても 便利! ご契約状況のお知らせWebなら...

便利で快適!

- いつでもどこでもスマートフォンやパソコンからご覧いただけます。
- 画面上で文字や画像を拡大することができます。

管理が簡単!

- 書類の保管や廃棄の手間がなくなります。
- スマートフォンやパソコンに保存したり、印刷することができます。

地球にやさしい!

- 紙の使用量削減により、地球環境保護につながります。

詳しくは、三井住友海上プライマリー生命ホームページをご確認ください。

契約概要



この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。

記載のお支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要を示しております。お支払事由や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「**ご契約のしおり・約款**」に記載しておりますのでご確認ください。

1 この保険のしくみについて

この保険は、3種類の通貨（米ドル・豪ドル・ユーロ）から契約通貨をご選択いただき、契約通貨建てで運用するしくみの一時払の生命保険商品です。

契約通貨建ての一時払保険料は、契約日および各更改日に適用される積立利率で、積立利率適用期間ごとに運用します。

被保険者の生涯にわたり、死亡保障が継続します。保険期間中に被保険者が死亡された場合、死亡保険金を死亡保険金受取人にお受取りいただけます。

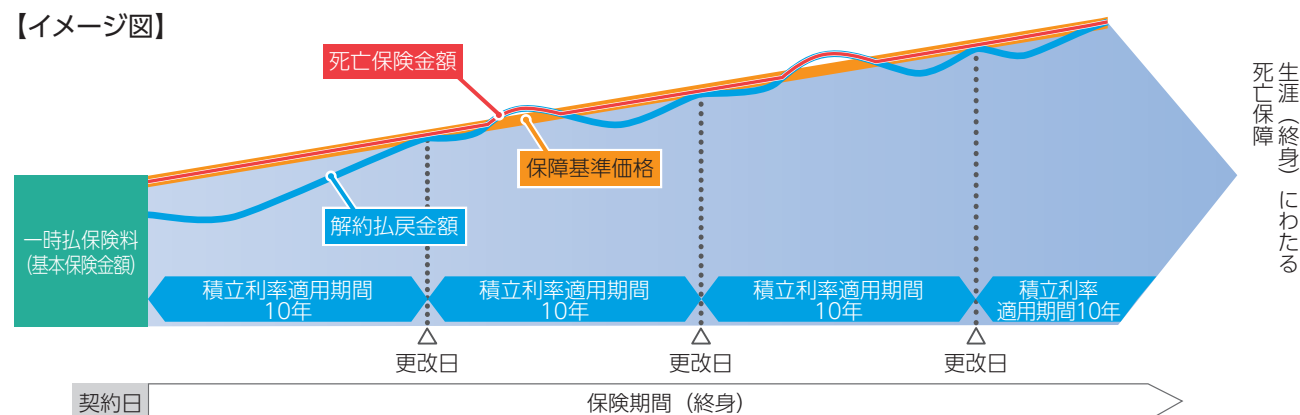
『しあわせ、ずっと』の正式名称は、新通貨選択利率更改型終身保険です。

なお、この保険には「円建終身移行特則」が適用されます。

この保険は、為替相場の変動や市場金利の変動等により、保険金等の受取時に損失が生じるおそれがあります。

※ 詳しくは、「注意喚起情報」P.21の「2.この保険のリスクについて」をご参照ください。

【イメージ図】



※上図はイメージ図であり、解約払戻金額等を保証するものではありません。

※上図は保険期間を通じて同じ積立利率で運用したと仮定したものです。実際の積立利率は、各更改日に改めます。

2 円建終身への移行について

- 契約日以後であればいつでも、契約者のお申し出により解約払戻金の円換算額を原資に円建終身へ移行することができます。

- 目標値（105%～200%の1%刻み）を設定することで、契約日以後に解約払戻金の円換算額が目標額（一時払保険料の円換算額＜＊＞に目標値を乗じた額）以上になった場合（目標達成した場合）、自動的に円建終身へ移行します。

＜＊＞ 一時払保険料を契約日の円入金特約レートで円換算した額となります。円入金特約を付加し円で入金した場合は、払込みいただいた額となります。外貨入金特約を付加し契約通貨と異なる外貨で入金した場合は、払込通貨で入金した保険料を契約日の円入金特約レートで円換算した額となります。



ご注意

- ・ 円建終身への移行後に、再度、外貨建終身保険に移行することはできません。
- ・ 契約日から10年未満に円建終身へ移行する場合には、解約控除がかかります。
- ・ 契約者のお申し出により円建終身へ移行する場合には、為替相場および市場金利の変動ならびに解約控除により、移行日以後の保障基準価格の原資となる解約払戻金の円換算額が、一時払保険料をご契約時の為替レートで円に換算した額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。
- ・ 円建終身への移行後は、積立利率とは異なる、三井住友海上プライマリー生命所定の利率で運用します。この利率は、円の短期金利等に基づいて設定され、積立利率適用期間および契約通貨に応じて設定される移行前の積立利率よりも低くなることが見込まれます。

3 積立利率について

- 積立利率は、三井住友海上プライマリー生命所定の日に設定されます。したがって、申込日と契約日が異なる場合、申込時点の積立利率とは異なる場合があります。また、市場金利の影響等で、積立利率が設定されず、ご契約いただけない場合があります。最新の情報は、募集代理店または三井住友海上プライマリー生命ホームページ等でご確認ください。

- 契約日および更改日に適用される積立利率は、契約通貨、被保険者の年齢によって異なります。この積立利率は、積立利率適用期間中に変更されることはありません。更改日に改められた積立利率は、契約者宛に郵送で通知します。

- 積立利率適用期間は、10年となります。

- 積立利率は、積立利率適用期間および契約通貨に応じて、三井住友海上プライマリー生命が定める利率から保険関係費をあらかじめ差引いた利率です。
※ 詳細については、P.19の「1.諸費用に関する事項の概要について」をご参照ください。

- 将来の保険金および解約払戻金を支払うための基準となる保障基準価格は、一時払保険料に、積立利率を適用して経過した期間により計算します。よって、**積立利率は、積立利率適用期間満了時における保障基準価格の一時払保険料に対する実質的な利回り（年複利）と同じになります。なお、解約した場合に支払われる解約払戻金の利回りを保証するものではありません。**

4 保障の内容について

死亡保険金	保険期間中に被保険者が死亡された場合、次のいずれか大きい額を死亡保険金として、死亡保険金受取人にお受取りいただきます。 ① 被保険者が死亡された日における保障基準価格 ② 被保険者が死亡された日における解約払戻金額
-------	---

※ 円建終身への移行後の死亡保険金は、被保険者が死亡された日における保障基準価格となります。



免責事由に該当するときには、死亡保険金のお支払いができないことがあります。免責事由について詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

5 配当金について

この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。

6 主契約に付加できる主な特約について

● 年金移行特約(定額保険用)

契約日から1年経過以後、ご契約の全部を将来の死亡保障にかえて、解約払戻金を原資とした年金に移行します。

● 遺族年金支払特約

被保険者が死亡された場合に、死亡保険金の全部または一部を、一括でのお支払いにかえて年金形式でお支払いします。

● 円入金特約

保険料を円でお払込みいただきます。円で受領した一時払保険料を三井住友海上プライマリー生命が受領する日<＊>における所定の為替レートを用いて外貨(米ドル／豪ドル／ユーロ)に換算し、外貨建一時払保険料として受領します。

● 外貨入金特約

保険料を契約通貨と異なる外貨(米ドル／豪ドル)でお払込みいただきます。契約通貨と異なる外貨で受領した保険料を三井住友海上プライマリー生命が受領する日<＊>における所定の為替レートを用いて契約通貨に換算(米ドル→豪ドル／豪ドル→米ドル)し、一時払保険料として受領します。

● 円支払特約

外貨建ての死亡保険金、解約払戻金等を円でお支払いします。円に換算する為替レートは、三井住友海上プライマリー生命が請求を受付けた日<＊>における所定の為替レートとなります。

● 指定代理請求特約

あらかじめ指定された指定代理請求人が、年金受取人にかわって年金等を請求することができます。

<＊> その日が、所定の為替レートの指標として三井住友海上プライマリー生命が指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

※ 特約について詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

7 ご契約のお取扱いについて

契約通貨		米ドル	豪ドル	ユーロ
一時払保険料	最低	1万米ドル (1米ドル単位)	1万豪ドル (1豪ドル単位)	1万ユーロ (1ユーロ単位)
	最高	契約日時点の円換算額 10億円 ※ 契約日時点の円換算額は、円入金特約で適用する為替レートにもとづき算出します。		
	円入金特約を付加した場合	100万円以上(100円単位) 10億円以下		
	外貨入金特約を付加した場合	払込通貨により上記最低額、最高額を適用します		お取扱いいたしません
契約年齢 (契約日における被保険者の満年齢)		0歳～90歳		
保険期間		終身		
保険料の払込方法		一時払のみ ※ 一時払保険料の払込経路は、三井住友海上プライマリー生命が指定する金融機関の口座への送金となります。		
増額		お取扱いいたしません		
一部解約		お取扱いいたしません		

※ 同一被保険者で、三井住友海上プライマリー生命の定額個人年金保険または定額終身保険のご契約がある場合、基本保険金額は、契約日時点の円換算額を合算し、この合算額の上限は10億円となります。なお、既契約の換算レートはその契約日時点のレートを適用します。

8 解約払戻金について

- 保険期間中であればいつでも、ご契約を解約して解約払戻金を受取ることができます。ただし、ご契約を解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。
- 解約による払戻金額は、市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格より、契約日からの経過年数に応じた解約控除額を差引いた金額となります。なお、円建終身への移行後は、解約控除の適用ならびに市場金利の変動状況を反映せず、解約日における保障基準価格が解約払戻金となります。
- 解約時の払戻金額は、次のとおり計算されます。

解約払戻金額 = ①市場調整価格 - ②解約控除額

①市場調整価格 = A 解約日の保障基準価格<*1> - B 市場調整額

市場調整額は次のとおりとします。

(1) 解約日が更改日の場合

B 市場調整額 = 0

(2) (1)以外の場合

B 市場調整額 = A 解約日の保障基準価格<*1> × $\left\{ 1 - \left(\frac{1+i}{1+j} \right)^{\text{残存月数}<*2>/12} \right\}$

▶ 市場調整額により、解約払戻金に対応する資産の時価を反映させます。

※ i は、適用している積立利率の計算に用いた指標金利

※ j は、解約日においてこの保険契約に適用している積立利率適用期間および契約通貨に応じた指標金利

<*1> 保障基準価格とは、基本保険金額に積立利率を適用して経過した期間により計算した価格です。

<*2> 残存月数は、解約日から更改日までの月数です。(端数日は切上げます。)

②解約控除額 = 一時払保険料 × 所定の解約控除率<*3>

<*3> 解約控除率については、P.20をご参照ください。



解約払戻金額は、上記の調整および控除により、一時払保険料を下回る可能性があります。

【解約払戻金の例】

< 契約例 (目標値の設定なし) >
 一時払保険料: 20,000米ドル 積立利率: 1.2% 契約日の指標金利: 2.2%

(単位: 米ドル)

経過年数<*1>	解約日の指標金利ごとの解約払戻金額				
	3.2% (+1%)	2.7% (+0.5%)	2.2% (±0%)	1.7% (-0.5%)	1.2% (-1%)
1年	17,462	18,290	19,160	20,073	21,033
2年	17,988	18,739	19,523	20,343	21,199
3年	18,523	19,193	19,889	20,613	21,366
4年	19,067	19,652	20,257	20,883	21,532
5年	19,620	20,117	20,629	21,156	21,699
6年	20,183	20,589	21,004	21,430	21,866
7年	20,756	21,066	21,382	21,704	22,033
8年	21,339	21,549	21,763	21,980	22,200
9年	21,931	22,039	22,147	22,256	22,367
10年<*2>	22,534	22,534	22,534	22,534	22,534

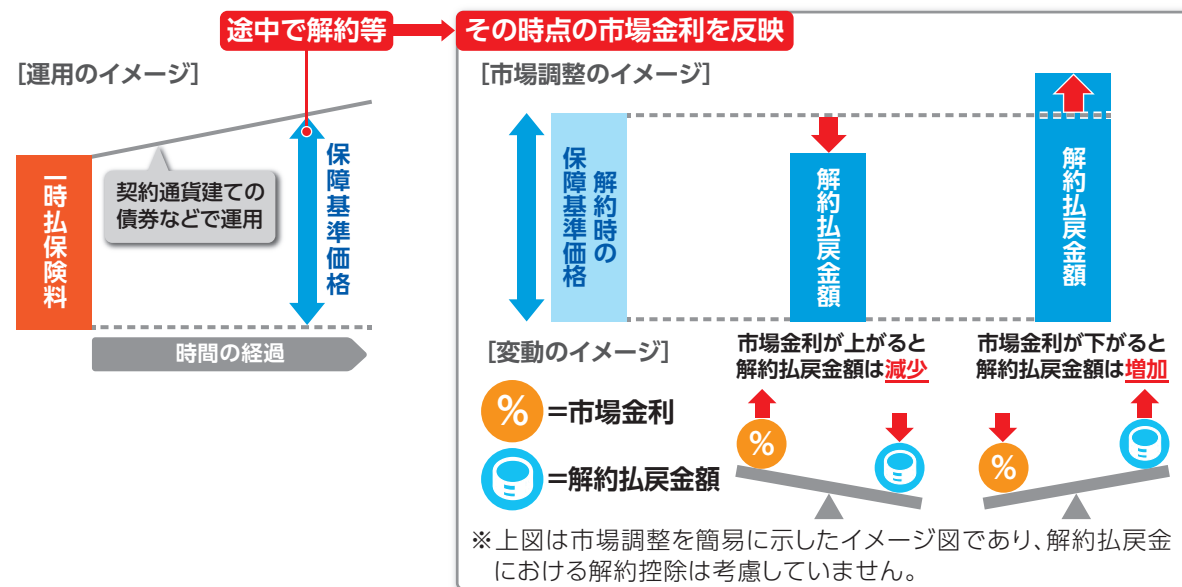
<*1> この例表では、契約日から最初に迎える更改日(契約日から10年)までを年単位の契約応当日ごとに表示しています。

<*2> 経過年数10年は、更改日となるため市場調整額は0(ゼロ)となり、市場調整価格は保障基準価格と同額となります。

※()内は、契約日の指標金利と解約日の指標金利の差を表示しています。

【市場調整について】

- この保険は、主に契約通貨建ての債券で運用しており、解約時などに、その価値の変動を、解約払戻金に反映します。
- このしくみを、「市場調整」といいます。



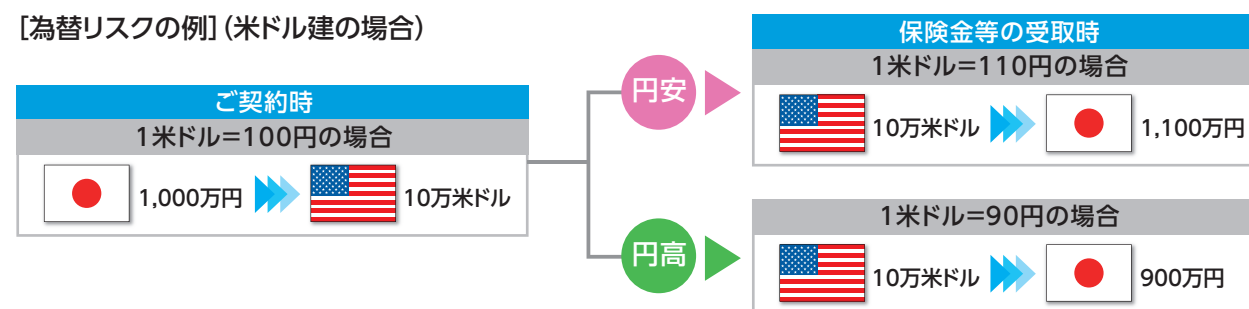
9 諸費用について

諸費用については、「注意喚起情報」P.19の「1.諸費用に関する事項の概要について」をご参照ください。

10 為替リスクについて

死亡保険金、解約払戻金等のお受取りはすべて契約通貨となります。契約通貨と異なる通貨でお受取りになる場合には、為替リスクの影響により、損失が生じるおそれがあります。

【為替リスクの例】(米ドル建の場合)



この保険の為替リスクについては、「注意喚起情報」P.21の「2.この保険のリスクについて」をご参照ください。

11 金銭の授受について

この保険に係る金銭の授受は原則として契約通貨で行います。なお、外貨を受取る場合には、外貨を受領できる口座が必要になります。また、口座に着金するまでに時間がかかることや、手数料等の実費がかかることがございますので、あらかじめご了承ください。

注意喚起情報



この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい重要な事項を記載しております。

「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項等の詳細やご契約の内容に関する事項は「**ご契約のしおり・約款**」に記載しておりますのでご確認ください。



1. 諸費用に関する事項の概要について

● ご契約時にご負担いただく費用

ご契約時にご負担いただく費用はありません。

● 保険期間中にご負担いただく費用

保険期間中に適用される積立利率適用期間ごとの積立利率は、積立利率適用期間および契約通貨に応じて、指標金利の上下1.0%の範囲で三井住友海上プライマリー生命が定める利率から、保険関係費をあらかじめ差引いた利率です。したがって、保険期間中に直接ご負担いただく費用はありません。なお、この積立利率は、契約通貨、契約日および更改日における被保険者の年齢によって異なります。

※ 保険関係費とは、死亡保障に備えるための死亡保障費率、新契約の締結に必要な費用として新契約費率、保険契約の維持に必要な費用として維持費率、運用債券の債務不履行に備えるための信用コスト率をいいます。

● 外貨で契約を締結することで生じる費用

- ・ 一時払保険料の振込み、保険金等の受取りを外貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。
- ・ 一時払保険料を契約通貨と異なる通貨で入金する場合と保険金等を円で受取る場合、または円建終身へ移行する場合の為替レートには、為替手数料が反映されており、当該手数料をご負担いただきます。

保険料を円で入金する場合の円入金特約レート	TTM + 50 銭
保険料を契約通貨と異なる外貨で入金する場合の外貨入金特約レート	$\frac{\text{(契約通貨の TTM + 25 銭)}}{\text{(払込通貨の TTM - 25 銭)}}$
保険金等を円で受取る場合または円建終身へ移行する場合の円支払特約レート	TTM - 50 銭

● 遺族年金支払特約および年金移行特約(定額保険用)による年金支払期間中にご負担いただく費用

項目	目的	費用	時期
年金管理費	ご契約の維持に必要な費用ならびに年金等を支払うための費用	年金額に対して 1 %	年金支払日に責任準備金から控除

※ 上記費用は上限です。なお、年金支払開始日時点の費用を年金支払期間を通じて適用します。

● 解約またはその解約払戻金を原資に年金等へ移行する時にご負担いただく費用

契約日から解約日(年金等へ移行する日)までの年数が10年未満の場合には、契約日からの経過年数に応じた解約控除率を一時払保険料に乘じ、その金額(解約控除額)を市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格から控除します。

■ 解約控除率

契約日からの経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上
解約控除率	6 %	5.4 %	4.8 %	4.2 %	3.6 %	3 %	2.4 %	1.8 %	1.2 %	0.6 %	0 %

※ 円建終身への移行後に解約した場合、解約控除の適用はありません。



2. この保険のリスクについて

● 為替リスクについて

この保険は、一時払保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合や、死亡保険金、解約払戻金等(以下、保険金等)受取時の通貨が一時払保険料の払込通貨と異なる場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金等を一時払保険料の払込通貨で換算した場合の金額が、ご契約時にお申込みいただいた金額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。なお、為替相場の変動がなかった場合(契約時の為替レートと同じ)でも、為替手数料分の負担が生じます。

● 市場リスクについて

この保険を解約またはその解約払戻金を原資に年金等へ移行する場合、運用資産(債券など)の価値の変化を解約払戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場調整を行うことにより解約払戻金が一時的に保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

3

反社会的勢力に該当する場合、保険契約のお申込みはできません

契約者、被保険者、保険金等受取人が、次のいずれかに該当する場合は保険契約のお申込みはできません。

- ・ 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
- ・ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- ・ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- ・ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

また、契約締結後に反社会的勢力に該当することが発覚した場合は、将来に向かって契約を解除します。

4

この保険はクーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)の対象です

お申込者またはご契約者は、保険契約の申込日と「契約締結前交付書面」を交付された日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面またはメールによるお申出により、契約のお申込みの撤回または契約の解除(以下、お申込みの撤回等)をすることができます。

【書面】

書面によるお申込みの撤回等は、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力が生じます。書面に下記内容をご記入のうえ、三井住友海上プライマリー生命宛に郵送してください。

<郵送先>

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル
三井住友海上プライマリー生命 クーリング・オフ担当

<記入内容>

記載いただく事項	記入例
①申込番号 (契約申込書の右下に記載があります。)	①ABXXXXXXX
②書面送付先	②三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
③お申込みの撤回をする旨の意思表示	③申込の撤回を行います。
④お申込みの撤回を希望する理由(任意)	④〇〇〇〇〇〇〇のため。
⑤募集代理店	⑤〇〇〇〇銀行
⑥一時払保険料の金額	⑥10,000,000円
⑦保険料送金済みの場合、返金口座 (申込者または契約者の本人口座)	⑦〇〇〇〇銀行 〇〇支店 普通△△△△△△ 口座名義人 ホケン タロウ
⑧住所	⑧東京都千代田区〇〇町〇〇
⑨電話番号(日中連絡先)	⑨03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
⑩生年月日	⑩昭和〇〇年〇〇月〇〇日
⑪契約者(申込者)フリガナ	⑪ホケン タロウ
⑫契約者(申込者)氏名(自署)	⑫保険 太郎

【メール】

メールによるお申込みの撤回等は、メールの発信時(送信時)に効力が生じます。お申出は、三井住友海上プライマリー生命ホームページ(<https://www.ms-primary.com>)からとなります。

<お手続き方法>

三井住友海上プライマリー生命ホームページの「お問合わせ」にある「クーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)」内の「メールによるお申出はこちら」よりお手続きいただけます。

5 責任開始期・生命保険募集人の権限について

お申込みいただいたご契約を三井住友海上プライマリー生命がお引受けすることを決定（承諾）した場合には、一時払保険料を三井住友海上プライマリー生命が受領した日を契約日とし、この日より三井住友海上プライマリー生命は保険契約上の責任を負います。

生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上プライマリー生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して三井住友海上プライマリー生命が承諾したときに成立します。

保険契約の成立後に変更等をされる場合にも、原則として三井住友海上プライマリー生命の承諾が必要となります。

お申込みの撤回等があった場合は、三井住友海上プライマリー生命に保険料としてお申込みいただいた通貨での金額を全額返還いたします。（外貨で保険料をご入金いただいた場合、外貨にて返還いたします。）

円入金特約または外貨入金特約を付加＜＊＞して、契約通貨と異なる通貨で保険料を払込んだ場合、返還する通貨はお申込みいただいた通貨となります。（例えば、円入金特約を付加して円でお申込みいただいた場合は、円で同額を返還いたします。）

＜＊＞ 特約の付加に応じて三井住友海上プライマリー生命所定の為替手数料がかかります。

次の場合には、お申込みの撤回等を行うことはできません。

- ・ お申込者またはご契約者が法人（会社）の場合、または個人事業主（雇用主）が事業としてご契約された場合
- ・ ご契約の内容変更（特約中途付加など）の場合

お申込みの撤回等の書面の投函またはメールと行違いに保険証券が到着した場合や、お申込みの撤回等に関するお問い合わせは、下記お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

お客さまサービスセンター（お問い合わせのみです。電話、FAXでのお申出はできません。）
フリーダイヤル 0120-125-104
受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～午後5時

円のご資金を金融機関等で、お申込みの契約通貨（外貨）に交換して一時払保険料をお申込みいただいた場合、次の点についてご注意ください。

- ・ その金融機関所定の為替手数料をご負担いただくこととなります。また、三井住友海上プライマリー生命指定の口座へ送金するための所定の手数料がかかる場合があります。
- ・ 契約通貨（外貨）で同額を返還するため、外貨を受領できる口座が必要となり、その口座に着金するまでに時間がかかることや、手数料等がかかる場合があります。
- ・ 契約通貨（外貨）で返還された保険料を円に交換する場合、交換する金融機関所定の為替手数料をご負担いただくこととなります。この場合、為替相場の変動により、円換算した金額が円のご資金を下回り、損失が生じるおそれがあります。なお、為替相場の変動がなかった場合（契約時の為替レートと同じ）でも、為替手数料分の負担が生じます。

6 保険金等をお支払いできない場合について

被保険者が死亡されても、以下のとおり保険金等をお支払いできないことがあります。

責任開始日から2年以内に被保険者が自殺した場合や、ご契約者または保険金等の受取人の故意により被保険者が死亡した場合等の免責事由に該当するときには、保険金等のお支払いができないことがあります。

重大事由によりご契約が解除された場合、保険金等をお支払いできないことがあります。代表的なものは次のとおりです。

- ・ ご契約者または保険金等の受取人が保険金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- ・ ご契約者、被保険者、保険金等の受取人（年金受取人の地位を承継した後継年金受取人を含みます。）が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき

詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効の場合、受取った保険料は払戻しいたしません。

- ・ ご契約者、被保険者または受取人の詐欺または強迫を理由として保険契約を締結したときに、三井住友海上プライマリー生命がその保険契約を取消した場合
- ・ ご契約者が保険金等を不法に取得する目的、または他人に保険金等を不法に取得させる目的で保険契約を締結したときに、三井住友海上プライマリー生命がその保険契約を無効とした場合

7 解約と解約払戻金について

解約による払戻金額は、市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格より、契約日からの経過年数に応じた解約控除額を差引いた金額となります。そのため一時払保険料を下回る可能性があります。なお、円建終身への移行後は、解約控除の適用ならびに市場金利の変動状況を反映せず、解約日における保障基準価格が解約払戻金となります。

詳細については、「契約概要」P.16の「8.解約払戻金について」をご参照ください。

8 生命保険会社が経営破綻に陥った場合等について

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額等が削減されることがあります。

三井住友海上プライマリー生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額等が削減されることがあります。

※ 詳細につきましては、生命保険契約者保護機構（TEL：03-3286-2820）までお問い合わせください。

9 為替リスクについて

- 為替リスクについては、P.21の「2.この保険のリスクについて」をご参照ください。

10 預金等との違いについて

- この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。
- この保険は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

11 その他のご注意いただきたい事項について

■ 保険契約の乗換えについて

現在ご契約されている保険契約を解約・一部解約することを前提に新たな保険契約のお申込みをされる場合、お客さまにとって不利益となることがありますのでご注意ください。

- ・ 新たなご契約につきましては、被保険者の健康状態等によってはご契約をお断りする場合があります。また、告知義務違反の場合や責任開始日から2年以内の自殺、責任開始期前の発病等の場合には、保険金が支払われないことがあります。
- ・ 現在のご契約を解約された場合、多くの場合は解約払戻金は払込保険料より少ない金額となります。また、特約を含めたご契約の効力は失われます。なお、新たなご契約のお取扱いにかかわらず、いったん解約されたご契約は元に戻すことはできません。

※ 上記は乗換えに際して、お客さまに不利益と思われる一般的な事項を掲げております。保険商品によっては上記以外の事項もある場合がありますので、三井住友海上プライマリー生命の保険商品に関しては、三井住友海上プライマリー生命へご相談ください。

■ 個人情報のお取扱い・支払査定時照会制度について

- 三井住友海上プライマリー生命は、お客さまの個人情報を利用目的の達成に必要な範囲内で利用いたします。
- 個人情報に関する事項にご同意のうえ、保険契約をお申込みください。ご同意いただけない場合は、お申込みをお引受けできません。
- 保険金等のご請求に関し、お客さまのご契約内容を照会させていただくことがあります。(支払査定時照会制度)
- 個人情報のお取扱い・支払査定時照会制度の詳細については、「ご契約のしおり・約款」に記載しております。

■ お引受けにあたっての重要な事項について

保険料を借入金で調達した場合、市場調整等によっては解約払戻金等が借入元利金を下回り、借入元利金を返済できなくなることがあります。このため、三井住友海上プライマリー生命では借入金を一時払保険料に充当することを前提としたご契約のお引受けはしておりません。

次の場合にも、ご契約のお引受けはしておりません。

- ・ 被保険者が入院中または特別養護老人ホームに入所中の場合
次のケースについても入院中に準じた取扱いとなります。
(1) 継続入院中の一時帰宅
(2) 末期療養(ターミナルケア)のための帰宅
- ・ ご契約者、被保険者、死亡保険金受取人が、日本国内に居住していない場合、または永住目的の海外渡航予定がある場合

12 保険会社の商号と住所等について

商 号	三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル
TEL	0120-125-104
ホームページ	https://www.ms-primary.com

13 税金のお取扱いについて

この保険は次の基準により外貨を円に換算したうえで、日本国内で販売される一般の生命保険契約と同様にお取扱いいたします。円での入出金においては、円での実額を基準とします。外貨での入出金においては、表中のとおりとします。

科目	円換算日	換算時為替レート
保険料	保険料領収日	対顧客電信売買相場の仲値 (TTM)
解約払戻金	請求受付日	
死亡保険金	支払事由の発生日 (相続税の対象となる場合)	対顧客電信買相場 (TTB)
	死亡保険金の支払日 (所得税の対象となる場合)	対顧客電信売買相場の 仲値 (TTM)

● 一時払保険料の税務

お申込みいただいた保険料は、その年の「一般の生命保険料控除」の対象となります。

● 解約払戻金に対する課税

解約時の差益に対して、所得税（一時所得）＋住民税が課税されます。

● 死亡保険金に対する課税

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税＜＊１＞
本人	配偶者または子	本人	所得税（一時所得） ＋住民税
本人	配偶者（子）	子（配偶者）	贈与税

＜＊１＞「生命保険金の非課税枠（500万円×法定相続人数）＜相続税法第12条＞」が適用されます。

● 年金に対する課税

契約形態	課税時		税金の種類
契約者と 年金受取人が 同一人の場合	毎年の年金支払時		所得税（雑所得）＋住民税
	年金支払開始後の 一括での受取時	確定年金	所得税（一時所得）＋住民税
		年金総額保証付終身年金	所得税（雑所得）＋住民税
契約者と 年金受取人が 異なる場合	年金支払開始時		贈与税＜＊２＞
	毎年の年金支払時		所得税（雑所得）＋住民税

＜＊２＞ 相続税法上の年金受給権の評価額に対し課税されます。



- ・ 税金のお取扱いについての詳細は、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- ・ 所得税が発生する場合、2013年1月1日から2037年12月31日までの所得税に復興特別所得税が適用され、「基準所得税額×2.1%」があわせてかかります。
- ・ 税制上のお取扱いは2021年11月1日現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務取扱いについては所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。

14 保険金等のお支払いに関する手続き等の留意事項について

お客さまのご請求に応じて保険金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金等のお支払事由が生じた場合だけではなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明点が生じた場合等についても、すみやかに三井住友海上プライマリー生命お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合、またはお支払いできない場合については、「[ご契約のしおり・約款](#)」または三井住友海上プライマリー生命ホームページ (<https://www.ms-primary.com>) に掲載しておりますのであわせてご確認ください。

三井住友海上プライマリー生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者の住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。

年金移行特約（定額保険用）が付加され、被保険者が年金受取人である契約において、その年金受取人に年金等を請求できない特別な事情があるとき、契約者（年金支払開始日以後は、年金受取人）によってあらかじめ指定された指定代理請求人が、年金受取人にかわって年金等を請求することができます。指定代理請求人を指定した際には、その指定代理請求人に、年金等の支払事由および代理請求ができることについてお伝えください。（詳細につきましては、「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。）

15 生命保険に関するお手続きや、ご契約に関する相談・照会・苦情について

生命保険に関するお手続きや、ご契約に関する相談・照会・苦情につきましては、下記「お問い合わせ・ご相談受付先」までご連絡ください。

三井住友海上プライマリー生命 お客さまサービスセンター

お問合わせ・
ご相談受付先

フリーダイヤル

0120-125-104

受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）9:00～17:00

16 (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」について

この保険に係る指定紛争解決機関は、(一社)生命保険協会です。

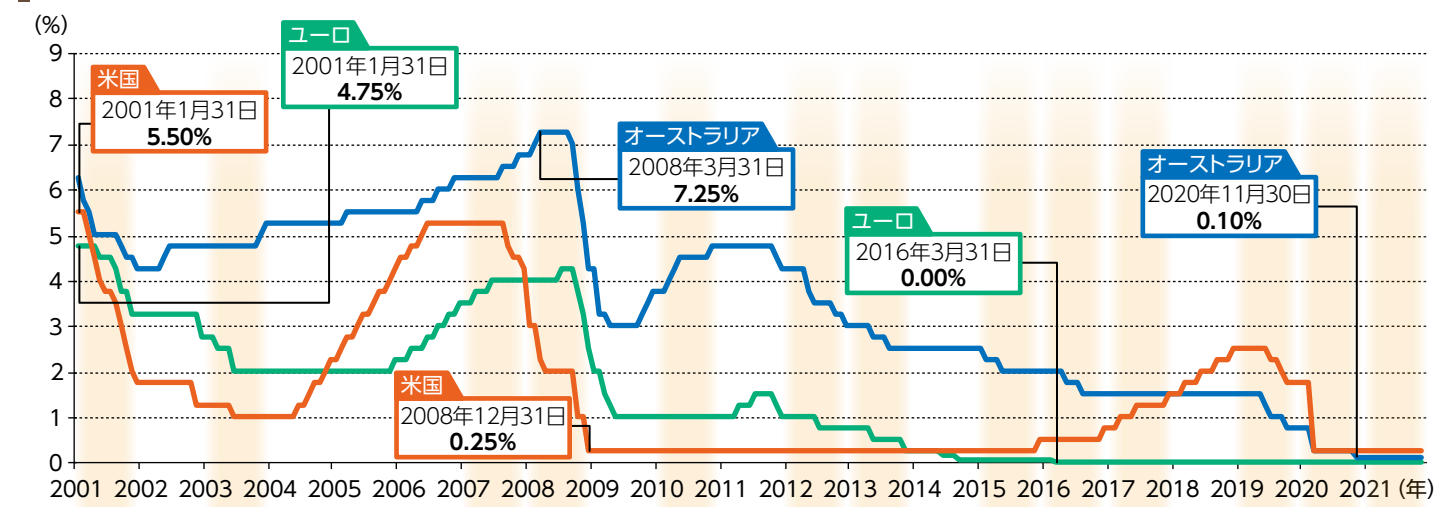
(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

（ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>）

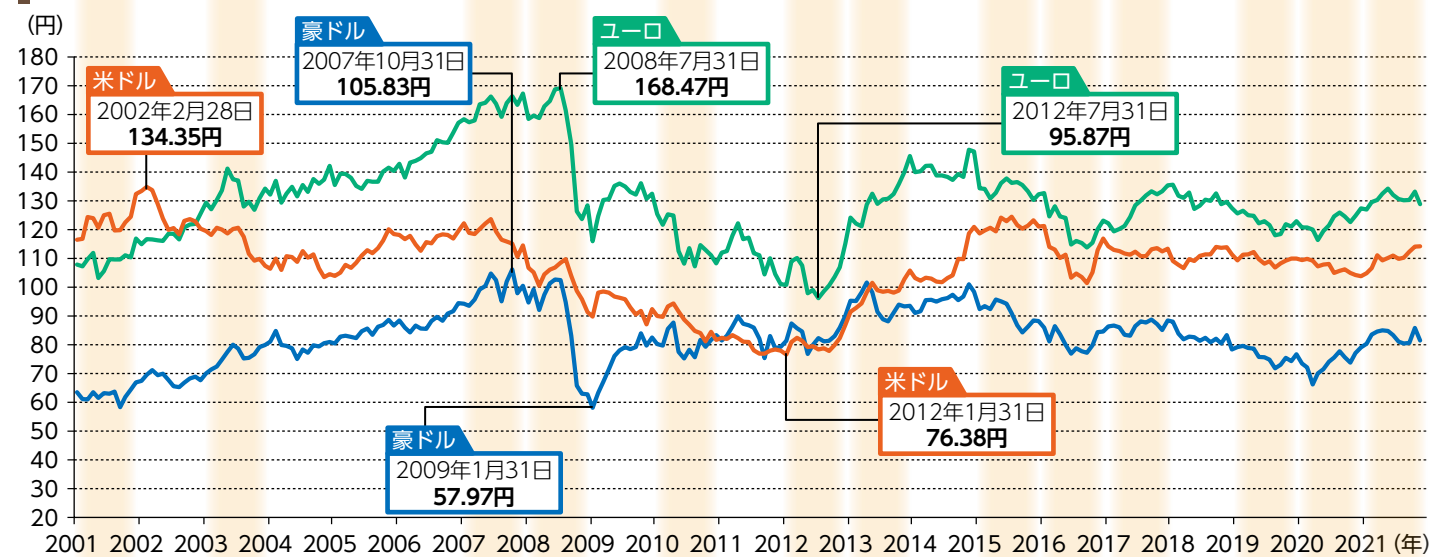
なお、「生命保険相談所」の連絡先電話番号は次の通りです。（TEL:03-3286-2648）

また、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。

政策金利の推移 (2001年1月～2021年11月)



対円為替の推移 (2001年1月～2021年11月)



2001年 米同時多発テロ	2003年 イラク戦争勃発	2007年 サブプライム深刻化	2008年 米国大手金融機関破綻	2010年 ギリシャ危機	2012年 アベノミクス発案	2013年 日銀量的質的緩和	2015年 米国ゼロ金利政策解除	2016年 米大統領選 トランプ氏勝利	2017年 日経平均が史上最長となる 16連騰を記録	2019年 新元号「令和」	2020年 新型コロナウイルス 感染拡大	2021年 東京オリンピック・ パラリンピック開催
------------------	------------------	--------------------	---------------------	-----------------	-------------------	-------------------	---------------------	---------------------------	----------------------------------	------------------	----------------------------	---------------------------------

【データ:政策金利】

米国 : Federal Funds Rate、
ユーロ : Main Refinancing Operations、
オーストラリア : Cash Rate Target
(参考)日本:2021年11月末 無担保コール翌日物レート -0.048%

【データ出典】

Bloombergのデータをもとに三井住友海上プライマリー生命が作成

【データ期間】

2001年1月～2021年11月の毎月末における数値を記載

※上記グラフは過去の政策金利および対円為替の推移を示したものであり、いかなる場合も将来の利益を約束するものではなく、見通しを記したものではありません。

また各種情報の内容につきましては万全を期しておりますが、その内容を保証するものではありません。

募集代理店および三井住友海上プライマリー生命は、これらの情報の利用によって生じたいかなる損害につきましても一切責任を負いません。

最後に、ご確認ください



この商品は預金ではありません。

この商品は、生命保険です。
預金とは異なり、元本保証はありません。



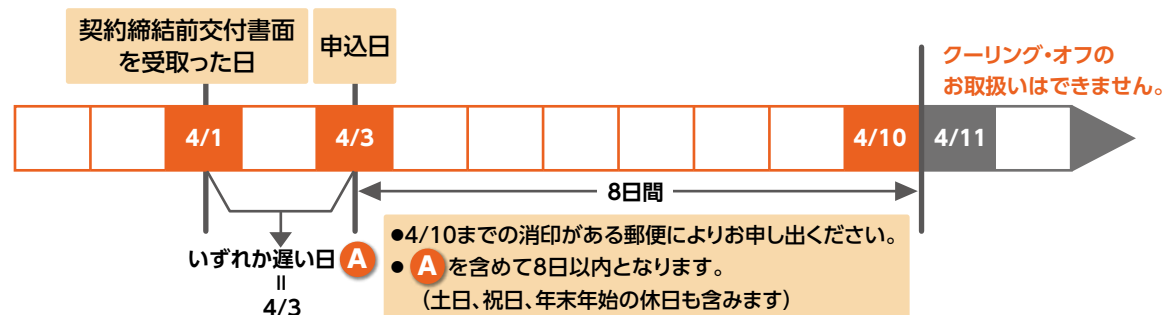
クーリング・オフ制度の対象です。

(お申込みの撤回・契約の解除)

お申込者またはご契約者は、保険契約の申込日と「契約締結前交付書面」を
交付された日のいずれか遅い日から、**その日を含めて8日以内**であれば、
書面またはメールにより契約のお申込みの撤回または契約の解除をすることができます。

クーリング・オフ制度についての詳細は、「注意喚起情報」P22～23にてご確認ください。

【イメージ図】（書面で手続きする場合の例）



お客さまにご負担いただく費用があります。

この保険は、「保険期間中にご負担いただく費用」、「外貨で契約を締結することで生じる費用」、「遺族年金支払特約および年金移行特約（定額保険用）による年金支払期間中にご負担いただく費用」、「解約またはその解約払戻金を原資に年金等へ移行する時にご負担いただく費用」がかかります。

費用についての詳細は、「注意喚起情報」P19～P20にてご確認ください。



外貨で受取る場合には、外貨口座が必要です。

外貨で保険金等を受取る場合には、契約通貨の外貨を受領できる口座が必要です。外貨でのお支払手続きは、円に比べてご指定口座に着金するまでに時間がかかることや、手数料等の実費がかかる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

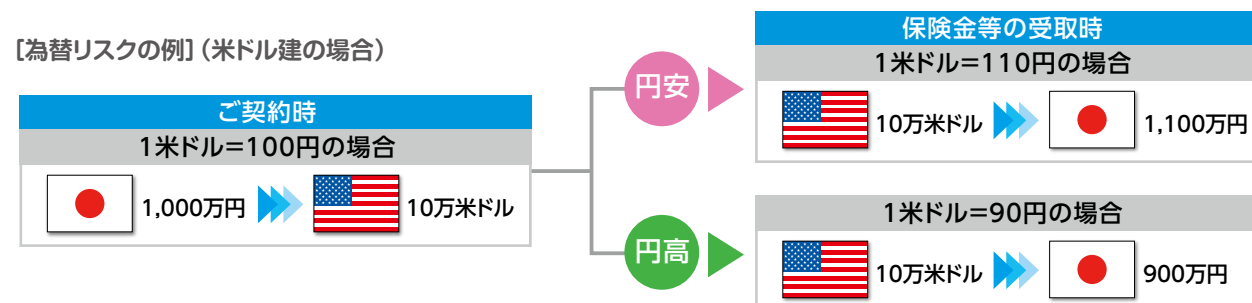


為替リスクの影響により、損失が生じる可能性があります。

死亡保険金、解約払戻金等のお受取りはすべて契約通貨となります。契約通貨と異なる通貨でお受取りになる場合には、**為替リスクの影響により、損失が生じる可能性があります。**

為替リスクについての詳細は、「注意喚起情報」P21にてご確認ください。

【為替リスクの例】（米ドル建の場合）



解約払戻金は、市場金利の影響を受けて増減します。

この保険は、主に契約通貨建ての債券で運用しており、解約時などに、その価値の変動を、解約払戻金に反映します。

解約払戻金についての詳細は、「契約概要」P16～P17にてご確認ください。

